

[事案 22-166] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 7 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

信用金庫職員（募集人）の説明不十分により、商品内容を誤解して変額個人年金に加入したとして、契約を取り消し既払込保険料を返還してほしいと申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 1 月、募集人から、安心な良い保険があると信用させられ、一般の年金保険と同様と思い、変額個人年金に加入した。その際、下記のとおり、リスク面についての説明が不十分で保険の内容を理解しないまま契約してしまったので、契約を取り消し一時払保険料(200 万円)を返還してほしい。

- (1)募集人は、投資商品であること、および一般の年金保険との違いにつき、資料をもとに説明しなかった。
- (2)「契約概要/特に重要なお知らせ（注意喚起情報）/ご契約のしおり・約款/特別勘定のしおり」を、募集人から交付されていない。

<保険会社の主張>

下記のとおり、募集資料を使用して適切な説明をしており、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1)募集人は、契約申込みの 1 週間程前に申立人宅を訪問した際に、「保険商品のご提案にあたって」の記載事項を読み上げて説明し、そこには「解約返戻金や保険金額が払込保険料の合計額を下回る場合があります」旨の記載あり、チェック欄に申立人自らがチェックを付し、自署している。

また、募集人は、30 分～40 分程度の時間をかけて、パンフレットを用いて商品説明(契約者が投資のリスクを負う商品であることの説明を含む)を行い、当該冊子を「契約概要/特に重要なお知らせ（注意喚起情報）/ご契約のしおり・約款」とともに申立人に対して交付し、十分に検討してもらうために日を改めて訪問することにした。

- (2)募集人は、申込み当日、1 時間程度の時間をかけ、既に申立人に交付していたパンフレット等を用い、変額個人年金のリスクを含む契約概要、注意喚起情報を説明した。

<裁定の概要>

申立人の請求の法的根拠は明らかではないが、裁定審査会では、要素の錯誤による無効もしくは詐欺による取消しを主張するものと解し、当事者双方から提出された書面の内容および申立人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記(1)～(4)の事実が認められ、一般的に、募集人が変額個人年金のような複雑な商品を説明する際に募集資料を用いずに説明することは困難であり、募集資料を用いて説明するものであるとの経験則を総合斟酌すれば、募集資料を用いて、リスクを含めた本件商品の内容につき適正に説明したと推認することができ、この推認を覆すような特段の事情の存在を認めることはできない。また、申立人は契約当時 40 歳代で、契約当時、理解力・

判断能力は十分であったと考えられる。

従って、申立人の主張するような錯誤の存在を認めることはできず、また、仮に、申立人が錯誤に陥っていたとしても、下記の事実より、申立人には重大な過失があるといわざるを得ないので、申立人から無効を主張することはできない（民法 95 条ただし書）。

また、募集人による欺罔行為を認めることはできないので、詐欺による取消しも認めることはできず、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 申立人は、「保険商品のご提案にあたって」の書面において、「ご留意いただきたい事項」のチェック欄に自らチェックを付けた上で、これらの事項についての説明を受け、その内容について確認・同意したことを肯定する旨自署をしている。「ご留意いただきたい事項」の「3 預金等との違い」の項には、「解約返戻金や保険金額が払込保険料の合計額を下回る場合があります。」との記載がある。
- (2) 申立人が自署・捺印している「保険契約申込書兼告知書」の表題には「変額個人年金保険」と明記されており、申立人は、「当変額個人年金保険の有する投資リスクについて理解していますか」との確認事項に対して、「はい」の欄に自らチェックを付けている。
- (3) 上記「契約概要」には、「商品の特徴」として、「一時払保険料を特別勘定で運用し、その運用実績によって年金額や解約返戻金等が変動する変額個人年金保険です。……所定の条件を満たした場合は年金保証額（基準年金総額）と特別払戻累計額を合計した受取総額は元本（一時払保険料相当額）を最低保証します。ただし、年金の受取方法を変更した場合……や年金支払開始日以降に年金を一時支払により受け取る場合等には、元本（一時払保険料相当額）保証はありません。」との記載が、また、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」には、「契約者は投資のリスクを負います」、「元本保証のための条件を満たさない場合は、元本割れリスクを負います」との記載が存在する。